

## 「平成 24 年度市町村における使用済製品リユースモデル事業」実施計画書

自治体名	泉大津市
担当部署	都市政策部 環境課 クリーン推進係

## 1. 実施するリユースモデル事業の概略

## (1) プランの名称

リユースでエコ生活～第2弾～

## (2) プランの概要

市民団体等と協働し、不用品のあっせんを行うことで、「家庭で使わなくなったもの」のリユースを促す。手段としては、市庁舎内に設けられた掲示板の利用および本市ホームページ上で不用品の情報を提供する。

また、「Yahoo! Japan」が展開しているコンテンツである「Yahoo! バザール」の利用を市民に啓発、情報提供し、リユースを促す事業も同時に行う。

## (3) プランに参加・協力の団体・企業など

消費者問題研究会、

## (4) リユースの対象品目

本市で粗大ごみとして収集できるもの。(電化製品を除く。)

本市で可燃ごみとして処理している衣類など。

## (5) プランの対象地域

[不用品あっせん掲示板]  
泉大津市民に限る。

[Yahoo! バザール]  
出品者は泉大津市民に限定し、購入希望者は市内外を問わないものとする。

## (6) モデル事業の実施概要図

別添 を参照。

## 2. 想定される効果・課題、その評価方法

### 1) 想定される効果

リユース可能な製品が粗大ごみ・可燃ごみとして排出されるのを防ぐことで、ごみの減量が見込まれる。また、リユース品の利用を促進することで、市民の環境意識の向上が期待される。

### 2) 想定される課題

品物の受け渡しおよび料金の支払いなどは、全て私人間で行うこととするため、その際のトラブルが想定される。

### 3) モデル事業の効果・課題を評価するための具体的な方法

不用品あっせん販売の出品者と買取希望者にアンケートを実施する。  
また、Yahoo! バザールの利用希望者にもアンケートを実施する。

## 3. リユースに関する現在の取組み状況

リユースショップを活用していただくよう、広報紙や出前講座等の機会を通じて、啓発を行っている。

## 4. 実施スケジュール

モデル事業の実施期間としては、平成24年12月中旬から平成25年2月末までを予定している。

12月初めからリユース促進事業チラシを全戸配布する。  
3月の上旬には、アンケートを取りまとめ報告する。

## 5. 実施時に必要なる支出内容と金額

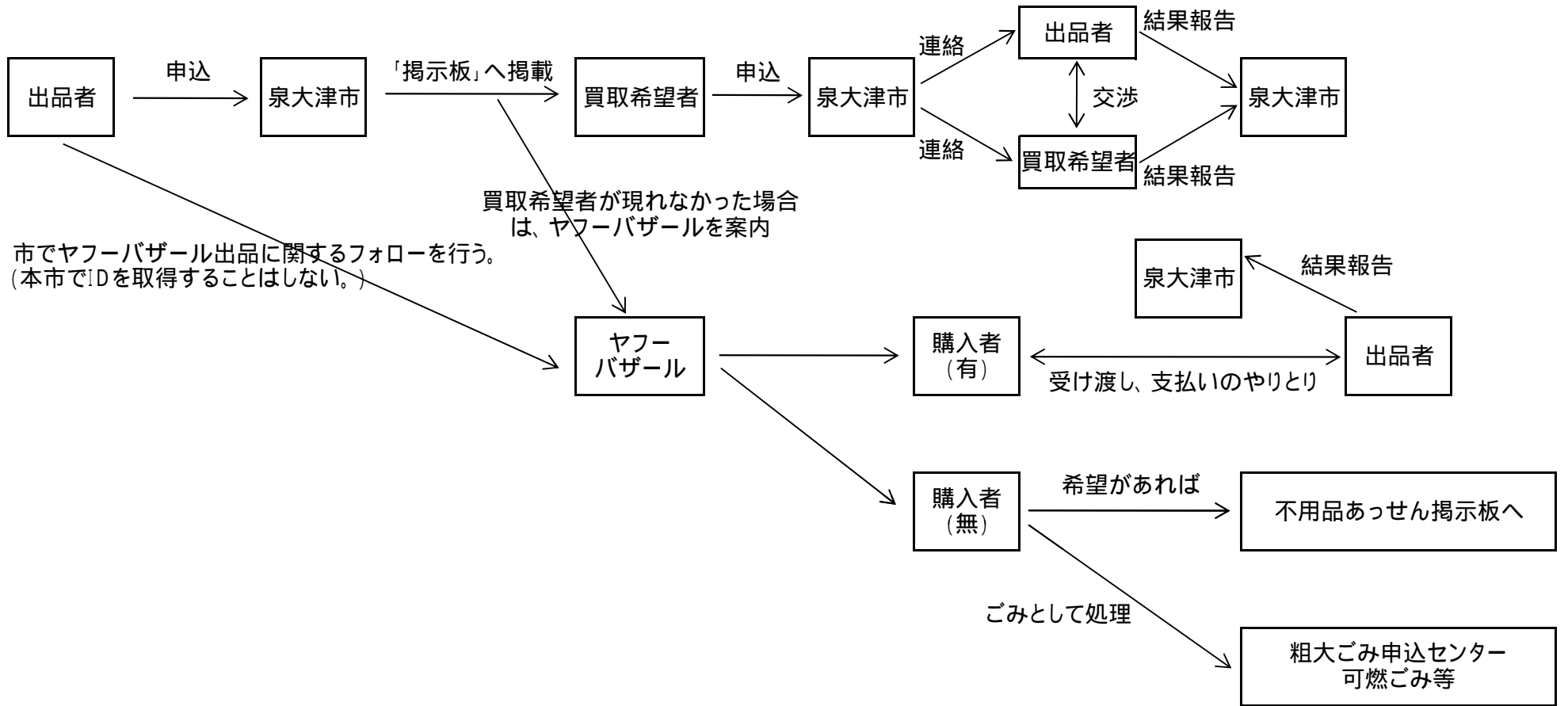
ホームページ作成・管理経費（70万円）

啓発用チラシおよびポスター作製経費（50万円）

事業周知に係る経費（70万円）

アンケート実施に係る経費（10万円）

イメージ図



# いらなくなったらリユースしよう!!

不用品あっせん掲示板「こちら、ゆずります!!」をご利用ください!!

出品者募集中!!

この機会にリユースデビュー!!  
(裏面もみてね!) **YAHOO! JAPAN** バザール



まだ、使えるもの眠っていませんか!!  
市民の皆さんが家庭で使わなくなった「ゆずりたい」ものの情報をお知らせしています。

市役所1階人権市民協働課前に設置している不用品あっせん掲示板「こちら、ゆずります」またはホームページからご覧いただけます。

## ゆずりたい!!



泉大津市民に限ります。

ゆずりたい品の写真を持参し、市役所4階秘書広報課にお申し込みください。  
(インターネットからの申し込みも可)

ひとり1回の申し込みにつき、原則2品目とします。

あっせん価格は1,000円が上限です。

掲示期間は、3ヶ月です。

### 【取り扱いできないもの】

- ・化粧品
- ・医薬品
- ・骨董品
- ・コピー商品
- ・食料品
- ・生き物
- ・電化製品
- ・安全面、衛生面に問題があるもの
- ・著しく高価なもの
- ・修理、修繕の必要があるもの
- ・盗品のおそれがあるもの 等

## ゆずってほしい!!



泉大津市民に限ります。

ゆずってほしい物品の番号を確認の上、市役所4階秘書広報課にお申し込みください。  
(インターネットからの申し込みも可)

### 【注意】

ご希望の物品が交渉中の場合はご紹介できません。

情報紹介なので、実物品のお預かり、お引取りはできません。物品の受け渡しはや交渉は本人同士で行っていただきます。

不用品あっせん掲示板「こちら、ゆずります!!」は、泉大津消費者問題研究会が設置しています。

## リユース企画第2弾!! (インターネットでリユース!!)

# YAHOO! JAPAN バザール 活用しませんか?



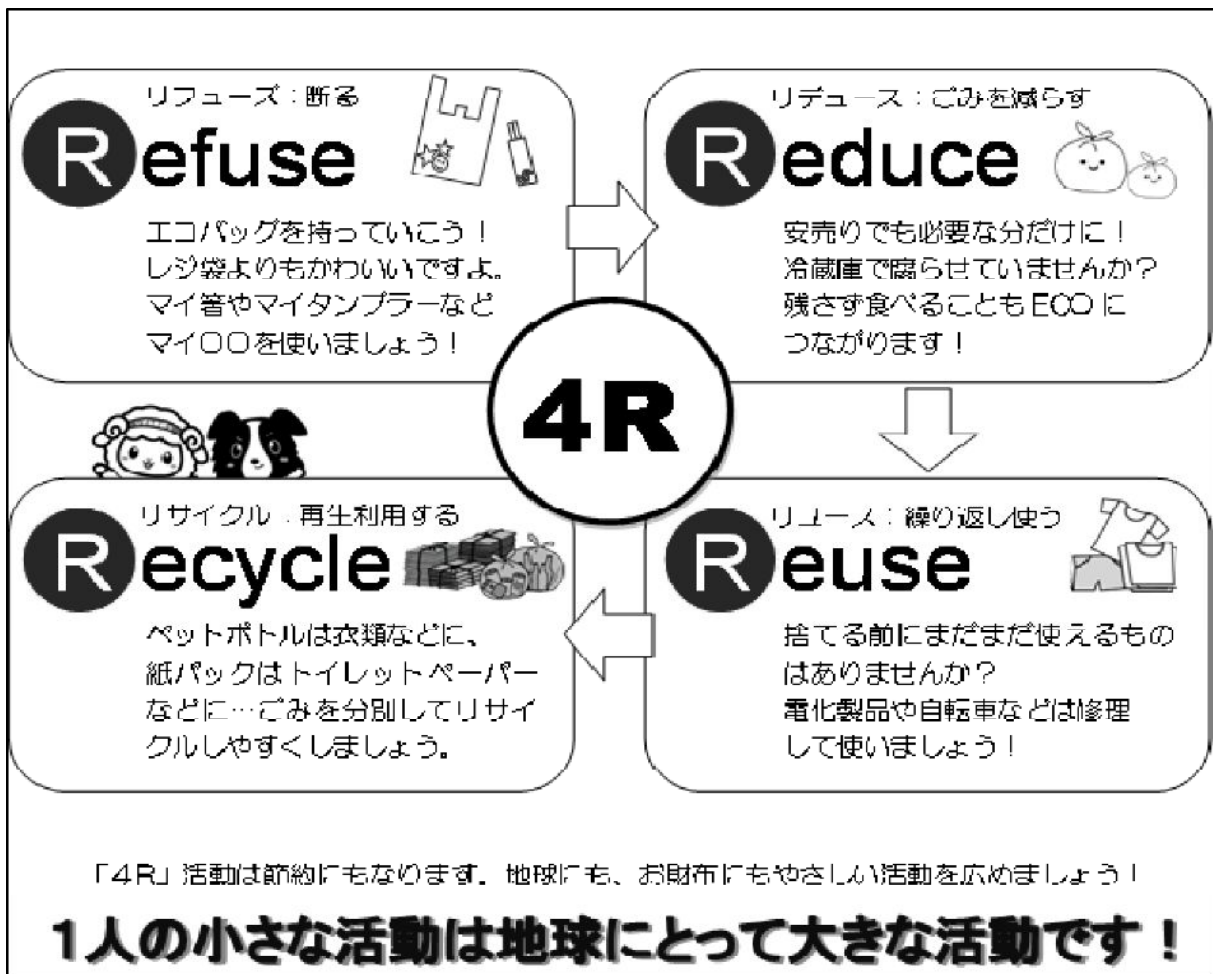
泉大津市民に限ります。

インターネット上で、お手持ちの中古品やいらなくなったものを販売できるサービスです。

インターネットが苦手な方には登録の仕方を指導します。

この機会に、不用品をリユースしませんか?

詳しくは、環境課(市役所2階21番窓口)まで



### 環境省「使用済製品等のリユース促進事業」の紹

使用済製品の3R(リデュース、リユース、リサイクル)のうち、リサイクルについては、一定程度進展しつつある一方で、廃棄物の減量化(リデュース、リユース)については、より一層の促進が必要であり、特に、リユースについては、昨今の経済状況の変化により、新しい市場として注目を浴びています。

これを踏まえ、環境省はリユースに関する様々な取組の活性化を図るため、今後のリユース推進に向けた課題や支援策を検討しています。

(ウェブページ(URL:<http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/index.html>))